

条例施行前の永久保存文書に係る移管手続進行表

別紙

実施機関名	昭 和						平 成					
	～ 30 ～ 40		41 ～ 50		51 ～ 60		61 ～ 63		1 ～ 14		15 ～ 23	
	1, 461冊		(30年以上経過文書)		2, 251冊		(情報企画課データ)		(文書管理システム)			
知事部局 (本庁)	H24年度移管完了 (H25年度利用開始)		H25年度移管完了 (H26年度利用開始)		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
知事部局 (地方出先機関)	H25年度移管完了 (H26年度移管完了、利用開始)		446冊		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
企業局	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
議会	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
教育庁	—		H25年度移管完了 (H26年度目録調製、利用開始)		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
選挙管理委員会	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
人事委員会	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
監査委員	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
労働委員会	—		H25年度移管完了 (H26年度目録調製、利用開始)		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
収用委員会	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
海区・内水面漁業 調整委員会	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
病院局	—		—		H27年度移管完了 (H28年度利用開始)		H27年度以降検討					
公安委員会・ 警察本部	H27年度以降検討(条例施行日:平成27年1月1日)											